

第27回参議院議員通常選挙のお知らせ

投票日は 令和7年 **7月20日（日）** で



■ 投票できる方

次の要件に当てはまり、双葉町の選挙人名簿に登録されている方です。

- ・ 日本国民である方
- ・ 満18歳以上の方（平成19年7月21日までに生まれた方）
- ・ 令和7年4月2日までに双葉町に転入届を提出し、引き続き双葉町に住民登録をされている方

■ 投票方法

投票日（令和7年7月20日）に投票所に行けますか？

行けます



投票入場券（ハガキ）を持参のうえ、お越しください。

- ※ 投票入場券を紛失された場合や万一届いていない場合でも投票できますので、投票所の係員に申し出てください。ただし、本人確認を行います。

◎投票日

令和7年7月20日（日）

◎場所及び時間

・双葉町役場

（双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4）

午前7時から午後7時まで

・双葉町いわき支所

（いわき市東田町2丁目19番地の4）

午前7時から午後6時まで

・双葉町郡山支所

（郡山市朝日1丁目20番2号）

午前7時から午後5時まで

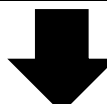
・双葉町埼玉支所（騎西総合支所内）

（埼玉県加須市騎西36番地1）

午前7時から午後4時まで

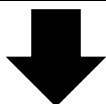
- ※ 双葉町役場、いわき支所、郡山支所、埼玉支所の投票終了時間が異なりますので、ご注意ください。

行けません



期日前投票所で投票を行うことはできますか？

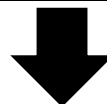
できます



期日前投票をご利用ください

※各投票所については、裏面に掲載しております。

できません



不在者投票をご利用ください

- ・現在避難（居住）している市区町村の選挙管理委員会が投票が可能な制度です。詳しくは裏面をご確認ください。
- ・病院、老人ホーム等の都道府県の選挙管理委員会が指定した施設に入院（所）している場合は、施設長に依頼してください。
- ・身体に重度の障がいがある場合は、自宅等で郵便等による不在者投票ができる場合がありますので、詳しくは双葉町選挙管理委員会までお問い合わせください。

具体的な期日前投票・不在者投票の手続きは？
期日前投票・不在者投票のできる期間・場所は？

裏面へ

期日前投票

※下記の各投票所で投票できる方は、
不在者投票用の「請求書兼宣誓書」は請求しないでください。

次のすべての投票所で投票できますが、投票の際は宣誓書に氏名を記載した入場券を持参ください。

※入場券を紛失、または万一届いていない場合でも、投票できる方の要件に該当している方は投票することができます。受付で本人確認をさせていただきますので、本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。

場 所	住 所	期間・時間
双葉町役場 (1階中会議室1)	双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4	7月14日(月)～7月19日(土) 午前9時～午後6時
双葉町いわき支所 (1階中会議室)	いわき市東田町2丁目19番地の4	7月4日(金)～7月19日(土) 午前8時30分～午後8時
双葉町郡山支所 (1階会議室)	郡山市朝日1丁目20番2号 旧仙台食糧事務所郡山支所	7月12日(土)～7月13日(日)、 7月17日(木)～7月19日(土) 午前9時～午後5時
双葉町埼玉支所 (2階203会議室)	埼玉県加須市騎西36番地1 加須市騎西総合支所内	7月12日(土)～7月13日(日)、 7月17日(木)～7月19日(土) 午前9時～午後5時
福島県青少年会館 (第5研修室)	福島市黒岩字田部屋53番5号	7月10日(木) 午前10時～午後4時
白河市総合運動公園陸上競技場(事務室)	白河市北中川原30番地	7月11日(金) 午前10時～午後4時
原町生涯学習センター サンライフ南相馬(集会室)	南相馬市原町区小川町322-1	7月13日(日) 午前10時～午後4時
平体育館(会議室1)	いわき市平字正内町6番地1	7月14日(月) 午前10時～午後4時
復興公営住宅勿来酒井団地 (集会所)	いわき市勿来町酒井青柳8-2	7月15日(火) 午前10時～午後4時

不在者投票

※上記の各投票所に行けない方は、最寄りの市区町村の選挙管理委員会
で不在者投票により投票してください。

■ 不在者投票のできる期間

7月4日(金)～7月19日(土)

■ 不在者投票のできる時間

午前8時30分から午後5時まで
※詳細は滞在地(避難先)の市(区)役所・町(村)役場にご確認ください。

■ 不在者投票のできる場所

滞在地(避難先等)の市区町村選挙管理委員会。不在者投票の実施場所や時間については、滞在地(避難先等)の市(区)役所・町(村)役場にご確認ください。

■ 期日前投票及び不在者投票の事由について

公職選挙法の一部を改正する法律(令和4年法律第89号)の施行に伴い、期日前投票及び不在者投票の事由のいずれかに該当する旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定は不要となりました。

※同封した「請求書兼宣誓書」へ記入し、同封の「返信用封筒」で郵送してください。

ただし、双葉町、いわき市、加須市、郡山市等、各投票所を設置する自治体へ避難されている方には、誤請求を招く恐れがありますので、請求書は同封しておりません。

◎双葉町に居住されている方他、いわき市、加須市、郡山市等、各投票所を設置する自治体へ避難されている方で都合により滞在地(避難先等)の選挙管理委員会
で不在者投票を希望される方は、双葉町選挙管理委員会へご連絡ください。

【注意】不在者投票を請求された場合は、滞在地(避難先等)の選挙管理委員会での投票となりますので、双葉町の各投票所では投票できません。

■ 不在者投票の手続き【滞在先（避難先等）で投票する場合】

①投票用紙等を請求する（同封）

※双葉町役場、いわき支所、埼玉支所、郡山支所、復興公営住宅勿来酒井団地、福島県青少年会館、サンライフ南相馬、平体育館、白河市総合運動公園陸上競技場で投票ができる方は、請求しないでください。

◎必ず本人が請求してください。

不在者投票用の「請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で双葉町選挙管理委員会へ返送してください。（メールやFAXでの請求はできません）。

※ 不在者投票用の「請求書兼宣誓書」の様式は、町のホームページからもダウンロードできます。

※ 不在者投票のできる期間よりも前に請求することもできますので、**早めの請求をお願いします。**

②投票用紙等を町から郵送する。 ※公示日の翌日以降に送付

双葉町選挙管理委員会からレターパックプラスで郵送されます。

※留守の場合は、最寄りの郵便局で預かりとなります。（郵便局で不在の通知を置いていきます。）

◆ 不在者投票証明書が入った封筒は、絶対に開封しないでください。

◆ 自宅で投票用紙に記載しないでください。

【注意！！】

証明書の開封や投票用紙への事前記入をすると投票が無効になります。

③滞在地（避難先等）の市（区）役所・町（村）役場で投票する

◆受け取った封筒を持参して滞在地（避難先等）の市区町村選挙管理委員会で投票してください。

※ 滞在地（避難先等）の市区町村選挙管理委員会から双葉町選挙管理委員会に投票済の投票用紙を送る必要があるため、**余裕を持って早めの投票をお願いします。**

※ できるだけ7月17日（木）までに投票をお願いします。

◆なお、請求後に双葉町の各投票所で投票できるようになった場合は、郵送された投票用紙一式を持参してください。投票用紙一式を返却しないと投票できませんので注意ください。

福島県内の市町村選挙管理委員会 お問い合わせ先一覧

※県外については、お手数ですが最寄りの市区町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

市町村名	電話番号	郵便番号	住所
福島市	024-525-3777	960-8601	福島市五老内町3-1
会津若松市	0242-39-1331	965-8601	会津若松市東栄町3番46号
郡山市	024-924-2461	963-8601	郡山市朝日1-23-7
いわき市	0246-22-7532	970-8026	いわき市平字堂根町4-8
白河市	0248-28-5546	961-8602	白河市八幡小路7-1
須賀川市	0248-88-9163	962-8601	須賀川市八幡町135
喜多方市	0241-24-5258	966-8601	喜多方市字御清水東7244-2
相馬市	0244-37-2192	976-8601	相馬市中村字北町63番地の3
二本松市	0243-55-5146	964-8601	二本松市金色403-1
田村市	0247-82-1113	963-4393	田村市船引町船引字畑添76-2
南相馬市	0244-24-5285	975-8686	南相馬市原町区本町2-27
伊達市	024-575-1204	960-0692	伊達市保原町字舟橋180
本宮市	0243-24-5438	969-1192	本宮市本宮字万世212
桑折町	024-582-2111	969-1692	伊達郡桑折町大字谷地字道下22-7
国見町	024-585-2111	969-1761	伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7

川俣町	024-566-2111	960-1492	伊達郡川俣町字五百田30
大玉村	0243-24-8134	969-1392	安達郡大玉村玉井字星内70
鏡石町	0248-62-2111	969-0492	岩瀬郡鏡石町不時沼345
天栄村	0248-82-2111	962-0592	岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78
下郷町	0241-69-1122	969-5345	南会津郡下郷町大字塩生字大石1000
檜枝岐村	0241-75-2500	967-0525	南会津郡檜枝岐村字下ノ原880
只見町	0241-82-5210	968-0421	南会津郡只見町大字只見字町下2591-30
南会津町	0241-62-6100	967-8501	南会津郡南会津町田島字後原甲3531-1
北塩原村	0241-23-3111	966-0485	耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151
西会津町	0241-45-2211	969-4495	耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3308
磐梯町	0242-74-1223	969-3392	耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855
猪苗代町	0242-62-2111	969-3123	耶麻郡猪苗代町字城南100
会津坂下町	0242-84-1503	969-6592	河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662
湯川村	0241-27-8800	969-3593	河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地
柳津町	0241-42-2112	969-7201	河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234
三島町	0241-48-5511	969-7511	大沼郡三島町大字宮下字宮下350
金山町	0241-54-5222	968-0011	大沼郡金山町大字川口字谷地393
昭和村	0241-57-2199	968-0103	大沼郡昭和村大字下中津川字中島652番地
会津美里町	0242-55-1122	969-6292	大沼郡会津美里町字新布才地1番地
西郷村	0248-25-1112	961-8501	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40
泉崎村	0248-53-2409	969-0196	西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145
中島村	0248-52-3486	961-0192	西白河郡中島村大字滑津字中島西11-1
矢吹町	0248-42-2117	969-0296	西白河郡矢吹町一本木101
棚倉町	0247-33-2111	963-6192	東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33
矢祭町	0247-46-3131	963-5192	東白川郡矢祭町大字東館字館本66
塙町	0247-43-2111	963-5492	東白川郡塙町大字塙字大町三丁目21番地
鮫川村	0247-49-3111	963-8401	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5
石川町	0247-26-2111	963-7893	石川郡石川町字長久保185-4
玉川村	0247-57-4621	963-6392	石川郡玉川村大字小高字中囃9
平田村	0247-55-3111	963-8292	石川郡平田村大字永田字切田116
浅川町	0247-36-4121	963-6292	石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地112-15
古殿町	0247-53-3111	963-8304	石川郡古殿町大字松川字新桑原31
三春町	0247-62-2111	963-7796	田村郡三春町字大町1-2
小野町	0247-72-2111	963-3492	田村郡小野町大字小野新町字館廻92
広野町	0240-27-2111	979-0402	双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35
榎葉町	0240-23-6100	979-0696	双葉郡榎葉町大字北田字鐘突堂5番地の6
富岡町	0240-22-9006	979-1192	双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1
川内村	0240-38-2111	979-1292	双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24
大熊町	0240-23-7569	979-1306	双葉郡大熊町大字大川原字南平1717
双葉町	0240-33-0124	979-1495	双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
浪江町	0240-34-0235	979-1592	双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2
葛尾村	0240-29-2111	979-1602	双葉郡葛尾村大字落合字落合16
新地町	0244-62-2111	979-2792	相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30
飯館村	0244-42-1611	960-1892	相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580番地1

■ 投票入場券

入場券は、準備が整い次第発送しますが、発送が遅れる可能性もありますので、ご了承願います。
 なお、入場券を紛失した、または入場券が届かない場合でも、本人確認をした上で投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

■ 選挙公報

選挙公報は、7月7日（月）以降に発送予定です。
 なお、選挙公報は、双葉町のホームページにも掲載する予定です。

詳しくは、双葉町選挙管理委員会（電話0240-33-0124）までお問い合わせください。